

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		保険会社等の異常危険準備金(全国共済水産業協同組合連合会)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 (1)火災共済 全国共済水産業協同組合連合会が、火災共済の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の2.5%(無税積立率)に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入(ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の40%(洗替保証率)を下回らない範囲に限る。) (2)生活総合共済(風水害等共済) 地震等による損失を補償する生活総合共済については、全国共済水産業協同組合連合会が、生活総合共済の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の9%~4.5%(無税積立率)に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入(ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の75%(洗替保証率)を下回らない範囲に限る。) 異常災害損失(火災共済、生活総合共済ごとに、支払共済金の総額が正味収入共済掛金の総額のそれぞれ50%、75%を超える場合における当該超過額に対応する損失)が生じた場合には、当該損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入 《関係条項》 租税特別措置法第57条の5、租税特別措置法施行令33条の2
4	担当部局		水産庁漁政部水産経営課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年4月~8月 分析対象期間:令和2年~令和6年
6	創設年度及び改正経緯		(1)火災共済 ・制度創設:昭和26年度 ・無税積立率の変遷

			昭和29 年度:7%～3.5%、昭和53 年度:6%、 昭和55 年度:5%、昭和56 年度:4.5%、昭和58 年度:4%、 昭和61 年度:2.5% ・洗替保証率の変遷 昭和35 年度:50%、昭和53 年度:48%、昭和54 年度:46%、 昭和55 年度:44%、昭和56 年度:42%、昭和57 年度:40% (2)生活総合共済 ・制度創設:昭和53年度 ・無税積立率の変遷 昭和54 年度:12%～6%、昭和55 年度:11%～5.5%、 昭和58 年度:10%～5%、昭和59 年度:9%～4.5% ・洗替保証率の変遷 昭和 54 年度:67.5%、昭和 55 年度:75%
7	適用期間		恒久措置
8	必要性 等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全国共済水産業協同組合連合会の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払いを円滑にし、災害時における漁家等の住宅再建等を円滑に行うこと。 《政策目的の根拠》 全国共済水産業協同組合連合会は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。 (水産業協同組合法第 15 条の 17 等)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 Ⅲ 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 ② 水産業の成長産業化の実現
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	巨大災害が発生した場合の共済金支払い想定額に対する異常危険準備金の積立水準(火災リスク、地震災害リスク、風水災害リスクに係る収入危険共済掛金の1000 分の50 を乗じて得た額か、正味収入共済掛金の一定率(火災共済にあつては2.5%、生活総合共済にあつては9～4.5%)に相当する額のいずれか大きい額以上を積み立てる(以下「法定積立水準」という。))に従い、全国共済水産業協同組合連合会が、巨大災害発生時においても、共済金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるよう、異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保する。

		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	共済事業の性格上、予想を超える損害が発生する事態が考えられ、そうした異常災害損失へ備えることにより、全国共済水産業協同組合連合会が円滑かつ確実に共済金の支払いを実施できるための体制を整備できる。													
9	有効性等	①	適用数	1 法人 ※ 当該税制措置は、火災保険を扱う保険会社、火災共済を扱う生協等に対しても同様の措置がされており、また、全国共済水産業協同組合連合会は、漁業協同組合及び水産加工業協同組合と連帯して共済責任を負担している(共同事業)が、当該共済責任の負担部分については、全国共済水産業協同組合連合会が100%を有しているため、偏り・僅少はない。 なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。 【算定根拠】 別紙													
		②	適用額	単位:百万円													
				<table><tr><td>区分</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>314</td><td>319</td><td>324</td><td>313</td><td>319</td></tr></table> 【算定根拠】 別紙						区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	適用額	314
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度												
適用額	314	319	324	313	319												
③	減収額	単位:百万円															
		<table><tr><td>区分</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>91</td><td>92</td><td>93</td><td>91</td><td>92</td></tr></table> 【算定根拠】 別紙						区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	適用額	91	92	93
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度												
適用額	91	92	93	91	92												
		④	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 (1)火災共済 火災共済については、本措置により毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、予想を超える損害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財政基盤が確保されている。 異常危険準備金積立残高 (単位:百万円)													
				<table><tr><td>区分</td><td>令和</td><td>令和</td><td>令和</td><td>令和</td><td>令和</td></tr></table>						区分	令和	令和	令和	令和	令和		
区分	令和	令和	令和	令和	令和												

(2) 生活総合共済

生活総合共済については、本措置により毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、予想を超える損害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財政基盤が確保されている。

異常危険準備金積立残高 (単位:百万円)

区分	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末
無税分	334	613	837	279	564
有税分	13,259	14,759	15,018	15,056	15,038
合計	13,594	15,373	15,856	15,336	15,602

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

出典：全国共済水産業協同組合連合会調べ

《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

(1) 火災共済

本措置による直接的な効果は減収額そのものであり、本措置によって法定積立水準の異常危険準備金が毎年度積み立てられており、予想を超える損害発生時において、全国共済水産業協同組合連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。

また、洗替保証率(40%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。

(2) 生活総合共済

本措置による直接的な効果は減収額そのものであり、本措置によって法定積立水準の異常危険準備金が毎年度積み立てられており、予想を超える損害発生時において、全国共済水産業協同組合連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。

また、洗替保証率(75%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。

なお、正味損害率(※)(火災共済:50%、生活総合共済:75%)を超える損害を異常災害損失として取崩基準としていることについては、平均正味損害率がそれぞれ火災共済 45.8%、生活総合共済 72.2%となっており、概ね妥当なものと考えられる。

※ 正味損害率＝正味支払共済金÷正味収入共済掛金

			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 別紙 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 9①に記載のとおり、全国共済水産業協同組合連合会は、漁業協同組合及び水産加工業協同組合と連帯して共済責任を負担している(共同事業)が、当該共済責任の負担部分については、全国共済水産業協同組合連合会が100%を有しているため、本措置の適用法人数は1である。
		⑤ 税収減を是認する理由等	減収見込額は、令和6年度で92百万円であるが、本措置が手当てされて以降、全国共済水産業協同組合連合会の異常危険準備金は、毎年度、法定積立水準以上が積み立てられ、巨大災害発生時において共済金支払を円滑かつ確実に行うための財務基盤が確保されている(東日本大震災では、異常危険準備金の全額(34億円)取り崩しにより、153億円の共済金が円滑かつ確実に支払われている。)。なお、本措置は、異常災害の発生や10年経過時の洗い替えにより取り崩しが行われた場合に益金算入されることから、課税の繰延効果があるに過ぎないことも踏まえれば、無税積立による一時的な税収減は是認されるべきものと考えられる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	全国共済水産業協同組合連合会の早期・計画的な異常危険準備金の積立てを通じて、予想を超える損害が発生した場合にも、全国共済水産業協同組合連合会が共済金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるようにすることに寄与するものであり、将来にわたって安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	異常危険準備金については、水産業協同組合法に基づき各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立額に早期に達するためには、より積極的な積立てを行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活および経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
11	有識者の見解		
12	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月

1. 減税見込額等の積算

下表のとおり

2. 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

区 分		2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	6年度 (見込み)	7年度 (見込み)	8年度 (見込み)
対象者数(千世帯)		152	150	149	147	144	143	141
適用法人数		1	1	1	1	1	1	1
準備金積立額 (a)		814	2,319	524	319	322	330	330
差引積立限度超過額 (b)		500	2,000	200	6	3	3	3
損金算入額 (a - b)		314	319	324	313	319	327	327
減 収 税 (国 税)	法人税	59	60	61	59	60	62	62
	地方法人税	6	6	6	6	6	6	6
	特別法人事業税	5	5	5	5	5	5	5
	計	70	71	72	70	71	73	73
減 収 税 (地 方)	法人住民税	6	6	6	6	6	6	6
	法人事業税	15	15	15	15	15	16	16
	計	21	21	21	21	21	22	22

注) 1. JF 共水連の決算データである。

準備金積立額、損金算入額の2年度～5年度の実績は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。準備金積立額、損金算入額の6年度、7年度及び8年度の見込みは、JF 共水連の事業計画による見込値より算出。

2. 対象者数は火災共済・生活総合共済の契約件数。なお、7年度及び8年度の見込みは、直近3か年の実績等の平均増減率より推計。適用法人数はJF 共水連1団体（法人）。

3. 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。

4. 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。

5. 地方法人税：「法人税×地方法人税率（10.30%）」より算出。

法人住民税：「法人税減税額×法人住民税率」より算出。

法人事業税および特別法人事業税：「損金算入額×各税率」より算出。

各地方税率は、法人住民税率10.40%、法人事業税率4.9%、特別法人事業税34.5%により算出。

※令和7年度以降も同じ税率を用いて算出。

1. 減税見込額積算

・法人税(令和6年度).....①

(特例適用対象額)※1

(法人税率)※2

60 = 319 × 19.00%

単位:百万円

・地方法人税(令和6年度).....②

(特例適用対象額)※3

(地方法人税率)

6 = 60 × 10.30%

単位:百万円

・法人住民税(令和6年度).....③

(特例適用対象額)※3

(法人住民税率)※4

6 = 60 × 10.40%

単位:百万円

・法人事業税(令和6年度).....④

(特例適用対象額)※1

(法人事業税率)※5

15 = 319 × 4.90%

単位:百万円

・特別法人事業税(令和6年度).....⑤

(特例適用対象額)※6

(特別法人事業税率)※7

5 = 15 × 34.50%

単位:百万円

※1については、保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書により算出
※2については、協同組合等に適用される法人税率
※3については、法人税減収額(①)
※4については、市町村と都道府県分の合算
※5については、特別法人に適用される税率
※6については、法人事業税減収額(⑤)
※7については、特別法人に適用される税率

○減税見込み額
①+②+③+④+⑤ = 92 百万円

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)
適用件数(単位:千件)	152	150	149	147	144
減税見込額(単位:百万円)	91	92	93	91	92